

令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第2回）議事概要

- 1 日 時 令和2年9月18日（金）13:00～15:00
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 （委員）
新美委員（座長）、赤淵委員、大塚委員、小池委員（代理：田中氏）、猿田委員（代理：伊東氏）、鈴木委員、関委員、西村委員、長谷川委員、藤田委員、御手洗委員、森谷委員、安井委員、山田委員
（環境省）
松澤環境再生・資源循環局次長、神谷不法投棄原状回復事業対策室長
ほか
- 4 議 題
 - （1） 第1回検討会におけるご指摘事項への回答
 - （2） 現行の支援のあり方の点検・評価について（案）
 - （3） 支援のあり方の見直しについて（案）
- 5 配布資料
 - 資料1 : 第1回検討会におけるご指摘事項への回答
 - 資料2 : 現行の支援のあり方の点検・評価について（案）
 - 資料3 : 支援のあり方の見直しについて（案）参考資料：令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第1回）議事概要
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事概要
 - （1） 第1回検討会におけるご指摘事項への回答
環境省から資料1に基づき説明した。
委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。
○ 必要見込み額と要請額に差があるが、大きな問題がなくても厳しい審査を行って支援額を減らすという運用を行うわけではないという解釈でよいか。

→（環境省）問題がない場合には、絞り込むことはない。問題の程度については事案ごとに異なるので、審査の中で個別に見ていく。

- 必要見込み額と要請額が乖離しているので、1件当たりの支援額又は全体額を減らして、年度のキャップをかけざるをえないのではないか。

→（環境省）現時点で残高がゼロになっているわけではないので、まずは残高を丁寧に使えるよう審査していく。実際に、残高がゼロに近づいた時に、その時に検討している事案等の状況も踏まえて検討が必要になると考えている。

（2） 現行の支援のあり方の点検・評価について（案）

環境省から資料2に基づき説明した。

委員からは特に質問や意見はなかった。

（3） 支援のあり方の見直しについて（案）

環境省から資料3に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

【（1） 産業界からのより幅広い出えんの協力について】

- 今回の提案は、産業廃棄物の関係者に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、廃棄物のサプライチェーンの中でマニフェストが幅広く利用されていることに鑑みてマニフェスト頒布団体等に出えんを要請するという現在の考え方を踏襲しているものと理解。そのうえで、従来の考え方では要請額満額には達していない現状に鑑み、マニフェスト頒布団体等以外に協力を要請する提案と認識している。その点明確にするため、報告書の段階でマニフェスト頒布団体等への働きかけの記述を最初に記載すべき。
- マニフェストの費用を払った者に価格転嫁しているわけではなく、団体の社会貢献ということで拠出しており、排出事業者に負担いただいているという整理ではない。過去5年間はマニフェスト頒布団体等に希望額が伝えられてきたが、今後5年間について合意しているわけではない。
- マニフェスト頒布団体等以外の団体には協力依頼に当たり出えん要請額を示さないこと、産業界の負担額の確保に努めるのは国であることを明確にすべき。
- 産業界の負担分について現在マニフェスト頒布団体等へ依頼をしている趣旨に関して共通の理解を得るため、前回検討の平成27年に示された「環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容」の記載内容をファクトとして脚注で引用していただくよう、強く求めたい。こうした引用は、現在協力いただけていないマニフェスト頒布団体等からの協力を得ることにも資すると考える。
- 前回検討会での議論の結果、マニフェスト頒布団体等に協力をいただくことに

なったというのが事実関係であり、マニフェスト頒布団体等が原則的負担者ではない。

- これからも基金制度の効果を持続可能なものにするため、絞り込みにつながらないように基金を潤沢にすることが重要である。
- マニフェスト頒布団体等と他の団体を合わせて8千万円を要請すると理解してよいか。
→ (環境省) マニフェスト頒布団体等とそれ以外の産業界に要請し、8千万円を目指す。
- 代執行を行うに当たっては多額の費用がかかるため、資金が確保される仕組みが重要である。基金が措置命令を出す際の安心材料になっている。
- 他の都道府県等からの廃棄物の受入れを止めてしまうと、移動が抑制されて産業界にも悪影響があるというところから基金制度の議論が始まっている。制度の目的をきちんと認識すべき。
- 基金の意義については、産業界としても十分理解している。他方でこれまでの経緯の中で、違法行為をしていない事業者に半ば強制的な負担を強いることに強い抵抗感があったことも理解いただきたい。基金の重要性を国から訴えていく場を設けること等により、資金の潤沢化には引き続き協力させていただきたい。
- 産業界に支援していただいていることは重く受け止めており、支援を受けた都道府県等においては、産業界から協力を得ている旨を周知することも重要である。

【(2) 支援額の絞り込みについて】

- 不法投棄等の未然防止措置について、都道府県等の行政対応と個別事案の因果関係が不明。また適切な対応という定性的な基準では恣意的になるので、整理が必要ではないか。
- 行政責任の検証は従来も厳格に行っており、今までと変わらない。個別事案の因果関係ということだけが、行政責任検証の中身ではなく、廃棄物行政全般について振り返りを行うことで建設的な議論をし、基金を運用してきた。必ずしも不適當な基準ではないと考える。
- 発覚時の行政対応で「改善命令や措置命令等の行政処分を行ったか」、とあるが、措置命令を速やかにかけることが重要であり、措置命令を強調したほうが良いのではないか。
- 過去行政指導で物事を対処していくうちに不適正処理が拡大していった反省を込めて、改善命令・措置命令等含む行政処分をしかるべき時期にしかるべき方法でかけたかが、行政責任検証の重要なファクターとされてきた経緯がある。
- 不法投棄等は、都道府県等の努力だけでは解決しない問題。不法投棄等の根絶に

向けて法整備なども含めた実効性の高い対策を同時に進めていくべき。

- 都道府県等は適正な広域処理を推進するために事前協議制を設けている。事前協議制があることによって一律絞り込みの対象になるのではなく、流入規制に当たる場合に絞り込みの対象となる解釈でよいか。また高濃度 PCB 廃棄物処理施設の立地がないことを理由として、一律に絞り込みの対象となるわけではないという解釈でよいか。
→（環境省）事実上の流入規制になっていると認められなければ、絞り込みの要素にはならない。また高濃度 PCB 廃棄物を受け入れていないことで絞り込みの対象とするわけではない。
- 事前協議制について、域外からの搬入に制限されるのか。それとも域内からの搬入の際も適用されるのか。また、内外でどのような違いがあるのか。
→すべて調べたわけではないが、域外からの搬入が事前協議の対象となる。
- 他の都道府県等からの産業廃棄物の受け入れ方針と不法投棄等が結び付けられるかが不明。公平性の観点から考慮するのであれば、管理型最終処分場を持っていない都道府県等から持っている都道府県等へ産業廃棄物が流れていることも不公平ではないか。
- 廃棄物の移動が抑制されると適正な処理が実現されず、営業の自由の観点で産業界に影響がある。他方で都道府県等からすると不法投棄等を抑制するために何が入ってくるかチェックしたいという考えがあり、両方の観点が必要である。
- 事前協議制は現に産業廃棄物の広域処理を阻害しているのか明らかにされていない。広域処理に与える影響について調査が必要ではないか。
- 絞り込みについての運用の詳細を定める際は、都道府県等の状況や意見を取り入れて検討願いたい。
- 都道府県等の搬入規制の状況をすべて調べて基準を作るのは無理であるため、申請を受けた際に個別に判断するのが一番スムーズである。

【(3) 支援のあり方についての今後の方向性】

- 基本的には寄付というスキームであるため、払った企業や団体が必要経費となるようにし、持続可能な制度にすることが望ましい。

(4) 次回の検討会に向けて

今回の議論を踏まえ、事務局で案を作成し、次回に最終的なとりまとめの方向に進めたい。

以上